

プルトニウム利用の透明性の向上等のための国際的枠組みに係る検討状況

平成9年4月

科学技術庁

1. 目的等

プルトニウムの管理に係る基本的な原則を示すとともに、参加国が保有するプルトニウム（平和利用のプルトニウム及び軍事目的にとって不要となったプルトニウム）の量を毎年公表すること等を定めた国際的な指針を策定する。これを通じ、プルトニウム利用の透明性の向上等のための国際的枠組みを構築。

2. 経緯

- 1) 1994年2月以来、これまでに12回の会合を開催。第12回会合は本年3月24日から26日の間開催され、指針について基本的な合意に達した。
- 2) 検討に参加した国は、米、露、英、仏、中、日、独、ベルギー、スイスの9ヶ国。他にIAEA、EUがオブザーバーとして参加。

3. 指針のポイント

- 1) 核燃料サイクル等の国家戦略、プルトニウム管理計画を明らかにするとともに、各国の毎年末のプルトニウム保有量を共通の様式によって、施設区分（再処理施設、加工施設、原子炉施設等）ごとに公表する。
- 2) 各国がプルトニウムの管理を図るうえでの安全確保、核不拡散等についての基本的な原則を示す。

4. 今後の見通し

- 1) 早ければ6月中に指針の公表の見込み。
- 2) 本年中にも各国のプルトニウム保有量（1996年12月末現在の量）の1回目の公表がなされる見込み。